

令和7年第2回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和7年4月30日(水)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富 士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉 田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉 田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井 上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 6 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第2号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第3号 あんどトイレカーの購入契約の締結について
- 第 9 常任委員会委員の選任について
- 第10 議会運営委員会委員の選任について

追加日程

- 第1 議長辞職について
- 第2 議長選挙
- 第3 副議長辞職について
- 第4 副議長選挙
- 第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今から令和7年第2回安堵町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は9名です。全員でございます。

定足数に達しております。会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 庁舎玄関前のテイカカズラの五弁花を揺らす、さわやかな若葉の季節となりました。

そのような折ではございますが、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、今回提出する案件でございますが、報告が3件、議案が3件でございます。

御審議をいただく前に、各案件について順を追って、その概略を説明させていただきます。

まずは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の一部改正法、政令等が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例について所要の改正を行うことを専決処分を行いました。御報告をするものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法施行令の一部改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度給食費無償化事業を実施するため、急遽補正予算したことについて報告するものでございます。

次に、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、議会議員から選任する委員の、監査委員辞職に伴って次期監査委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」は、5月1日から一般廃棄物の搬入先の変更に伴い、届出書の提出が不要となるため、改正を行うものでございます。

続きまして、議案第3号「あんどトイレカーの購入契約の締結について」は、災害時の大きなネックとなりますトイレ問題解消の一助となるよう、緊急にトイレカー1台を配備させていただきたく、購入契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番

松田勝議員、3番 森田裕康議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日のみ1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日のみ1日とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡税務課長。

（藤岡税務課長 登壇）

税務課長（藤岡征章） おはようございます。税務課 藤岡です。よろしくお願いいたします。

私の方からは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、政令及び省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。施行期日が令和7年4月1日であること及び町税に係る令和7年度以降の賦課及び手続き等に関する改正であるため、専決処分させていただきます。

主な改正内容でございますが、125cc以下クラスのバイクで、最高出力を4キロワット以下に制御した新基準原付の新設に伴う、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しによる改正。

道路交通法の改正による、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務による規定の整備。

特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合は、特例を適用できることとする規定を新設する法改正に伴う改正。

その他、法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレ等の改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書の5ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第82条第1号の改正は、軽自動車等に対して課する種別割の税率について、125cc以下、最高出力を4キロワット以下に制御した新基準原付の新設に伴う、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しによる追加でございます。

次の、6ページをお願いいたします。89条第2項の改正は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う、減免申請書の記載事項に係る規定の整備。

90条の第2項、第3項の改正は、身体障害者等に対する種別割の減免について、マイナ免許証の運用開始に伴う、減免申請時の運転免許証の提示義務による規定等の整備。

次に、8ページをお願いいたします。附則の第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申請で、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設する法改正に伴う改正でございます。

その他、法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレ等の改正でございます。

なお、本条例の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めらる。

令和7年4月30日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長(吉田彰宏) 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願ひします。報告第2号「専決処分の承認を求むることについて(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」を説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことから、安堵町国民健康保険税条例の一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとして、低所得者に対して均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準が拡充されるものでございます。また、本改正につきましては本年度、令和7年度の賦課に係るものですので、令和7年3月31日の専決処分とし、令和7年4月1日施行とさせていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表の4ページをお願いいたします。

中段の第22条第2号、下線部ですけれども、現行「29万5,000円」を「30万5,000円」に拡充させていただきます。次のページ、新旧対照表5ページの下段ですけれども、こちら同条第3号「54万5,000円」を「56万円」に拡充させていただきます。

以上です。

それでは、戻っていただいて議案書を朗読させていただきます。

報告第2号 専決処分の承認を求むることについて(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求むる。

令和7年4月30日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。
御審議、御承認のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略し、これより報告第2号を採決します。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） おはようございます。総合政策課 増田でございます。よろしく
お願いいたします。報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年
度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、安定した学校給食の提供及び保護者負担の軽減を図るため、その予算について補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしましては、令和7年度当初の4月から、物価高騰による学校給食における保護者負担の軽減や、給食の質と量の維持対策として予算確保をする必要があり、早急に事務手続きを進める必要があったため、令和7年4月7日に専決処分させていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書12、13ページ、歳出を御覧ください。9款 教育費、6項 保健体育費、3目 学校給食センター費におきまして、学校給食の質と量の維持を目的に、学校給食を支援するための予算として497万8,000円の増額。

1ページ戻っていただきまして、10ページ、11ページ、歳入をお願いいたします。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,293万円を増額し、これを当該事業及び保護者負担の学校給食費分に充て、学校給食における保護者負担の軽減を図ります。

次に、20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入におきまして、学校給食における保護者負担を無償とするため1,795万2,000円を減額補正いたします。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和7年4月30日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月7日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書4ページをお願いいたします。

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ497万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,497万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月7日専決、安堵町長 西本安博。

次のページ、第1表をお願いいたします。歳入歳出予算補正、歳入。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億3,773万5,000円、補正額2,293万円、計1億6,066万5,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額8,623万5,000円、補正額マイナス1,795万2,000円、計6,828万3,000円。

歳入合計、補正前の額43億7,000万円、補正額497万8,000円、計43億7,497万8,000円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。9款 教育費、6項 保健体育費、補正前の額2億8,195万1,000円、補正額497万8,000円、計2億8,692万9,000円。

歳出合計、補正前の額43億7,000万円、補正額497万8,000円、計43億7,497万8,000円。

次のページ以降の、事項別明細につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番(上林勝美) はい。

議長(森田 瞳) はい。6番 上林議員。

6番(上林勝美) 1点、お伺いいたします。全国でも、給食費無償化ということで、子育て応援。いいことで、全国でも多くの自治体で広がっている訳ですが、この西和7町でも、他町に先がけて安堵町が、とりあえず令和7年度分、保護者負担の軽減。そし

て、食材費の高騰。これを行政として見ていくということで、大変嬉しい決断をしていただき、本日、議会に諮られております。

町の保護者等の声でも、小学校中学校、二人学校に通っておるが、給食費の無償化、年に二人で10万ぐらいかかるんだけど、大変助かるというお声をいただいております。

一方で、食材費の高騰まで見てくれるんですか。という声もありまして、それも今回の補正第1号で、食材費の高騰分も、非常に物価が上がっている中、町としても、そこも手当てしていきたいという説明をしたら、そうですかというお声をいただき、非常に保護者、そして保護者だけではなく、若い人を応援することは町全体が活性化し、お年寄りも含めて、町全体がいきいきといける地域社会を築いていけるのではないかとこのように考えております。

それで、保護者の説明の中で、保護者には来年度以降ということがどうしても気になっておりまして、次年度以降は情勢ということで、状況を見てということなんです。将来展望も含めまして、希望も含めまして、教育長、町長の今の思いを教えてくださいましたらと思います。

町長（西本安博） 代表でよろしいか。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席から失礼をいたします。やはり人口が、地方から都市部へ流れていくという、この日本の傾向。それと、非常に今、物価が高騰してきて、生活が大変だという、この状況を鑑みた時に、まず今年度について、これをやらせていただいたということは、間違いではなかったなということは確信をしております。

次年度以降ということですが、このような物価の混乱がさらに続いているのかどうか。安定していくのかどうか。そして、いわゆる国民の皆様方の所得が安定していくのかどうか。等々が非常に、また、見極める材料かと思っております。

また、私どもの財政状況も考えていかないかと思っておりますので、そのことについては、この1年間の様子を見ながら判断をしていきたい。今は、そのように思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 町長の方から、状況の推移を見守りながら、所得そして町の財政、検討しながら進めていきたいという発言がありました。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 今、上林議員の方も、このことについて質疑ございました。安堵町しっかりとやっけていただいているという評価のことで、意見があったと私は、そう認識しております。特に、教育長に、この辺のことについては、今後の子ども子育ての、この一環対策という施策の中で、この部分も、やはりその一環として、安堵町をPRしていこうということで、安堵町に子どもさんにやはり魅力を持っていただくというのが、この施策を行政側も受け入れていただいたということに、我々は、そう理解しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
他に、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番 福井議員の退場を求めます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

福井議員に入場されるよう求めます。

（職員が、福井議員を議場へ案内する）

（福井議員 着席）

議長（森田 瞳） 福井議員にお知らせします。議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、採決され、福井議員が議会代表の監査委員に決まりました。

福井議員より、監査委員選任同意の挨拶をお受けいたします。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4番（福井保夫） 只今、監査委員に選出され、承認されたということで。上林さん、反対と違うでしょうね。

令和元年に最初、4年に2回目、3回目また来ました。忘れた頃になっとなるのか、ち

よっとうわかりませんが、前任者の近藤議員よりは、ちょっと優しいとは思うのですけど。また、優しく、厳しく、いろいろと監査の方、頑張っていきたいと思います。池田理事、井上課長、よろしくお願いします。

全員で、皆さんの力、議会の力も入れて、この安堵町役場という会社を、しっかりしたものを作っていきたいなと思っております。

とりあえず、1年間頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

議長(森田 瞳) ありがとうございました。

只今、10時32分です。10時50分まで、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時32分)

再 開 (午前10時50分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほど、私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議長辞職に伴う審議を進めていきますので、ここで浅野副議長と交代します。

よろしくお願いいたします。

(副議長と交代)

副議長(浅野 勉) それでは、会議を進めてまいります。

森田瞳議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長(浅野 勉) 追加日程第1「議長辞職について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、森田瞳議員の退場を求めます。

(森田議長 退場)

副議長(浅野 勉) それでは、事務局長心得に辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得(吉岡さとこ) それでは朗読いたします。

令和7年4月30日

安堵町議会 副議長 様

安堵町議会 議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長(浅野 勉) お諮りいたします。

森田瞳議員の議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、森田瞳議員の議長辞職を許可することに決定しました。
森田瞳議員に入場を求めます。

(職員が、森田議員を議場へ案内する)

(森田議員 着席)

副議長(浅野 勉) 森田瞳議員にお知らせします。

只今の議題、「議長辞職について」は、許可されました。

議長辞職の御挨拶をお受けいたします。

(森田議員 登壇)

9番(森田 瞳) 只今、皆さん方に、辞職の御承認を賜りました。私、顧みますと、副議長を2期、そして議長職を10期務めさせていただいて、この度の任期中にも議員の諸氏の、同志の皆様方のいろいろ御理解と、そしてまた御協力を賜り、無事に議長職を全うすることができました。改めまして、皆様方に御礼を申し上げます。本当に、ありがとうございます。

私の方ですね、いろいろとまた今後、安堵町の議会としてしっかりと、またお支えいただくこと、またこれから選出をしていただく訳でございますけども、私は常々、いろいろな場で申し上げてきました。私、当時、三郷町の職員、そしてまた、安堵町の職員に採用していただき、一番、生駒郡で感じてたこと。安堵町いつも常々ドンケツで、しっかりと、なんや安堵か。というような当時、私もよく、そういう言葉も耳にいたしました。

そういうことも私、常々考えの中で、生駒郡では、どうしても、やはり生駒郡のあと3町に追いつき、また追い越していく。自分の、いち職員として、そういう考えを持ってきて、臨んできた職員生活でございました。

また、議会においても、私自身、4町揃った中で議長として選出されて、安堵町の代表であるということも誇りにしながら、しっかりと私、この10期という長い年月を通り過ぎてきたなというように思います。負けたくない。安堵町しっかりと生駒郡の中でも優位に、そしてまた、いろんな事業も、行政とも、お話し合いしながら、よりよい、住みよい町づくりに、議会の中で活動していけたら。ということの思いで、やってきたつもりでございます。

これからの安堵町も、今、人口の減少は、本当に激減しておるような今、昨今でございますけども、一人でも多く住民の皆さん方に喜んでいただける、行政のことをよくわかっていただける安堵町をですね、これから夢として、持ち続けていきたいなど。

議員の一人として持ち続けていきたいなど、かように思っておる次第でございます。

とりわけ、この議長の中で、無事務めさせていただいたこと、皆さん方に、同志に御礼を申し上げますとともに、行政側の、町長をはじめ三役の方々、部長、課長、また職員の方々も、いろいろと御尽力賜りながら育てていただいたこと、決して忘れることはございません。本当に、ありがとうございました。

これをもちまして、また、私の退任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

副議長（浅野 勉） 森田議長には、本当にお世話になりました。お疲れ様でした。ありがとうございました。今後とも御活躍、よろしく願いいたします。

只今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長（浅野 勉） 追加日程第2「議長選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に近藤晃一議員を指名します。

お諮りします。

只今、副議長が指名いたしました近藤晃一議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました近藤晃一議員が、議長に当選されました。近藤晃一議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

近藤晃一議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお受けいたします。

（近藤議長 登壇）

議長（近藤晃一） 只今、皆さん方からの御承認によりまして、安堵町議会議長に就任をさせていただきました。大変な重責でございます。その職責をしっかりと全うできますように、そして皆様方の御協力の下、しっかりとした議会を運営できますように努力いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

副議長（浅野 勉） 続きますので、議長章を授与いたします。
書記席の方へ、お願いいたします。

（議長章の授与）

（拍手）

副議長（浅野 勉） 議長が決まりましたので、議長と交代をさせていただきます。

議長（近藤晃一） それでは、副議長と交代して議事を進めてまいります。

先ほど、浅野副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 追加日程第3「副議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅野議員の退場を求めます。

（浅野副議長 退場）

議長（近藤晃一） それでは、事務局長心得に辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得（吉岡さところ） それでは、朗読いたします。

令和7年4月30日

安堵町議会 議長 様
安堵町議会 副議長 浅野 勉
辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（近藤晃一） 今、朗読いただきました。

お諮りいたします。

浅野議員の副議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって浅野議員の副議長辞職を許可することを決定いたしました。

浅野議員に入場を求めます。

（職員が、浅野議員を議場へ案内する）

（浅野議員、着席）

議長（近藤晃一） 浅野議員にお知らせいたします。

只今の議題、「副議長辞職について」は、許可されました。

副議長辞職の御挨拶をお受けします。

5番（浅野 勉） はい、議長。

（浅野議員 登壇）

5番（浅野 勉） 本日の臨時会におきまして、副議長を退任させていただきました。二度目の副議長をさせていただきました1年間は、私にとりましても、議員生活4期目、14年目の年にあたり、とても充実した日々でありました。

振り返りますれば、安堵町議会議員の皆様方には、多くの御支援を賜りましたことを御礼申し上げます。また、安堵町議会におきまして、森田瞳議長には、先輩議員

として常に適切な情報と、また、御指導を賜りましたことを御礼申し上げたいと思います。また、議会の運営推進には、機関車として牽引役をしていただきましたことに、感謝を申し上げます。

併せて、町長をはじめ、行政担当の皆様方には、日頃から詳細なる情報提供をいただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、副議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長（近藤晃一） はい。浅野議員、大変お疲れ様でした。御苦勞様でございました。

只今、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長（近藤晃一） 追加日程第4「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いを。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に山岡敏議員を指名いたします。

お諮りします。

只今、議長が指名することにしました山岡敏議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました山岡敏議員が副議長に当選されました。

山岡敏議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定によりまして、本席から当選の告知をいたします。

それでは、山岡議員から、副議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお受けします。

副議長(山岡 敏) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい、どうぞ。

(山岡副議長 登壇)

副議長(山岡 敏) 只今、議長から指名されました山岡でございます。副議長も、僕も4回させてもらってますので、職責については十分承知しております。いくら経験したといえども、やはり時代の流れによって変わってまいります。職責の項目の中に、やはり副議長は議長を補佐するということになります。しかし、私が副議長を務めていくにあたりまして、皆さんの御支援、御協力なくして務めることはできませんので、

今後、なお一層の御支援、御協力をいただくことをお願い申し上げまして、副議長の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございます。

(拍手)

議長（近藤晃一） 山岡副議長、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 日程第7 議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしくお願いいたします。議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

改正内容といたしましては、今現在、安堵町の一般廃棄物収集運搬業の許可業者は、一般廃棄物を天理市クリーンセンターに搬入しております。令和7年度は、本日4月30日までは天理市クリーンセンターへ。また、5月1日からは広陵町のまほろばリサイクル中継施設へ。また、今、建設中の10月からは安堵町のまほろば可燃ごみ中継施設に搬入する予定となっております。

一般廃棄物の搬入に際しましては、天理市には廃棄物搬入届出書が必須のため提出しておりましたが、今後、広陵町、安堵町の中継施設への搬入に際しては、廃棄物の搬入届出書の提出が不要となるため、条例の一部改正を本議会に上程するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。議案書2ペー

ジの新旧対照表をお願いいたします。

現行の廃棄物搬入届出書の提出が不要となるため、第31条を削除させていただきます。

なお、施行期日につきましては、令和7年5月1日からとさせていただきます。

以上です。それでは、戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。
議案第2号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例について

安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり提出する。

令和7年4月30日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） お座りください。起立、全員です。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 日程第8 議案第3号「あんどトイレカーの購入契約の締結について」
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田安全安心課長。

（吉田安全安心課長 登壇）

安全安心課長（吉田貴史） 改めまして、おはようございます。安全安心課の吉田でございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第3号につきまして、御説明させていただきます。

議案第3号「あんどトイレカーの購入契約の締結について」本件は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、トイレカーを購入するもので、令和7年4月22日に一般競争入札を実施したところ、落札業者が決定しました。しかしながら、契約を締結するには、予定価格が700万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要となりますので、本議案を上程するものです。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号「あんどトイレカーの購入契約の締結について」

あんどトイレカーの購入契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年4月30日 提出、安堵町長 西本安博。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 契約の目的 | あんどトイレカーの購入 |
| 2. 数量 | 1台 |
| 3. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4. 契約の金額 | 950万4,000円（うち消費税86万4,000円） |
| 5. 契約の相手方 | 株式会社モリタ |

関西支店 支店長 谷口裕和

6. 予定価格 972万4,000円(税込)
以上です。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(近藤晃一) これより、質疑を行います。
質疑は、ございますか。

9番(森田 瞳) はい、議長。

議長(近藤晃一) どうぞ。森田瞳議員。

9番(森田 瞳) 只今、あんどトイレカーの購入契約の締結、何も異議はないのですが、ちょっとお考えいただけたらと思うのですが、この名称ですね、「あんどトイレカー」ちょっとこの名称は、これでええのかなというような、ちょっと今、ふと気がついたのですが、その辺の中で、これ、あんどトイレカーというのは、何かこの業者との契約の中で、何かそういう必要性があるんですかな。

例えば、これは主に防災用として購入される訳ですわね。ですので、「あんど防災トイレカー」というような名称か、もしくは、「防災あんどトイレカー」何か防災の方をですね、名称に加えたらいかがなのかなというような思いもいたしますけども。

その辺、いかがでございますか。

議長(近藤晃一) はい。ありがとうございます。
吉田安全安心課長。

安全安心課長(吉田貴史) 自席より失礼します。一応、契約の名前が「あんどトイレカー」でございます。実際、契約してからラッピングと言って、車の部分を絵というか、デザインする時に、またトイレの名前とかも検討していきたいと思っておりますので。

一応、契約の名前だけであって、トイレカーのラッピングはまだ決まってないところなので。

9番(森田 瞳) 可能ということ。

安全安心課長（吉田貴史） 可能です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） ありがとうございます。そういうことが可能であればまた、この、やっぱり防災に、住民に対して、やっぱり表に出ていく、やはりトイレカーということでございますので、防災ということの位置づけ、また、重大さということも加味するならば、必要かなという思いでございますので、どうぞ、その点よろしく願いいたします。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。ありがとうございます。

この「あんどトイレカー」というのは、一応、業者との契約上の名称であって、今後安堵町で運用する場合には、また、ふさわしい名前を考えていきたいと。こういう内容でございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、本件につきまして、他の御質問ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、第3号議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員でございます。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 日程第9「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は、議員定数と同じ9人です。安堵町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において全議員を両常任委員会委員に指名したいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、議員全員を選任することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 日程第10「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名をいたします。

議会運営委員会委員に、松田勝議員、浅野勉議員、上林勝美議員、増井敬史議員、森田瞳議員、以上5名を選任することに決定いたしました。

正副委員長を互選するために、暫時休憩いたします。

只今、11時18分でございますので、11時25分まで休憩いたします。

休 憩（午前 11 時 18 分）

再 開（午前 11 時 25 分）

議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会において、正副委員長が決まりましたので御報告します。

総務産業建設常任委員会の委員長に増井議員、副委員長に森田裕康議員。

文教厚生常任委員会の委員長に松田議員、副委員長に上林議員。

議会運営委員会の委員長に森田瞳議員、副委員長に浅野議員。

また、先ほど、遊水地底面利活用特別委員会の委員長より辞任の申し出があり、委員会条例第 12 条の規定により、委員会において許可されました。

互選により、委員長に上林議員、副委員長に増井議員と決まりましたので御報告します。

お諮りします。

お手元に配布しております、追加日程第 5 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

追加日程第 5 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長（近藤晃一） 追加日程第 5 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会運営に関する事項について会議規則第 69 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定
いたしました。

議長(近藤晃一) 最後に、まほろば環境衛生組合議会議員について議長報告をいたします。

まほろば環境衛生組合議会議員は、各町の議長及び選出議員をもって充てると規定
されております。

当議会を代表する選出議員として、引き続き森田裕康議員が務めることに決定した
ことを報告します。

なお、森田裕康議員とともに、本日をもって議長となりました私、近藤も組合議会の
議員となっております。

議長(近藤晃一) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

議会を閉じます。

令和7年第2回安堵町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でございました。

閉 会

午前11時33分
